

○越谷市野鳥の森設置及び管理条例施行規則

平成7年8月24日

規則第42号

改正 平成17年8月29日規則第68号

平成31年3月11日規則第5号

令和3年3月31日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市野鳥の森設置及び管理条例（平成7年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入園券)

第2条 市長（条例第9条第1項の規定により指定管理者に越谷市野鳥の森（以下「野鳥の森」という。）の管理を行わせる場合にあっては、指定管理者）は、入園料を納付して野鳥の森に入園しようとする者に対し、入園料と引き換えに入園券を発行するものとする。

(入園料の免除)

第3条 条例第5条第2項の規定により入園料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条のこどもの日に入園するとき。
- (2) 教育課程に基づく学習活動として市内の小中学校の児童、生徒及びこれらの引率者が入園するとき。
- (3) 条例第9条第1項に規定する指定管理者が利用するとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 入園料の免除を受けようとする者は、越谷市野鳥の森入園料免除承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(入園料の還付)

第4条 条例第6条ただし書の規定により入園料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により、野鳥の森を利用できなくなったとき。
- (2) 条例第7条の規定により入園を禁止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 入園料の還付を受けようとする者は、越谷市野鳥の森入園料還付請求書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第5条 野鳥の森に入園する者は、園内においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 鳥類等を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (2) 植物を採取し、又は損傷しないこと。
- (3) 立ち入り禁止区域に入らないこと。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 騒音、怒声、その他喧騒にわたる行為をしないこと。
- (6) 物品の販売、その他これに類する商行為をしないこと。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第68号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

越谷市野鳥の森入園料免除承認申請書

年 月 日

越谷市長 宛

団 体 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

連絡担当者 \_\_\_\_\_ ☎

越谷市野鳥の森設置及び管理条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり入園料の免除の承認を申請します。

利 用 日	年 月 日( 曜)
利 用 時 間	午 前 後 時 分 から 午 前 後 時 分 まで
利 用 目 的	
利 用 人 員	人(大人 人・中学生 人・小学生 人・ 人
免 除 申 請 の 額	円
免 除 申 請 の 理 由	
(備考)	

第 号

年 月 日

越谷市野鳥の森設置及び管理条例施行規則第3条第1項第 号の規定を適用し、入園料を免除する。

越谷市長

印

第2号様式(第4条関係)

越谷市野鳥の森入園料還付請求書

年 月 日

越谷市長 宛

団 体 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

連絡担当者 \_\_\_\_\_ ☎

越谷市野鳥の森設置及び管理条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり入園料の還付を請求します。

利 用 日	年 月 日 ( 曜 )	
納 付 年 月 日	納 付 済 額	還 付 請 求 額
・ ・	100円 × 人	100円 × 人
・ ・	30円 × 人	30円 × 人
計	円	円
還付請求の理由		
還付処理欄	<input type="checkbox"/> 越谷市野鳥の森設置及び管理条例第6条の規定により、還付しない。 <input type="checkbox"/> 越谷市野鳥の森設置及び管理条例施行規則第4条第1項第 号の規定により、還付する。	

注意事項 必ず入園券を添付して下さい。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）